児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準

一　指定通所支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）及び基準該当通所支援（法第二十一条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援をいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表障害児通所給付費単位数表第１（１の注７を除く。）、第３及び第４により算定する単位数に別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて得た額に、同表第１（１の注７に限る。）により算定する単位数に十円を乗じて得た額を加えた額又は同表第２により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定するものとする。

二　前号の規定により、指定通所支援又は基準該当通所支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定するものとする。

別表

障害児通所給付費等単位数表

第１　児童発達支援

１　児童発達支援給付費（１日につき）

イ　児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ロ又はハに該当する場合を除く。）

⑴　利用定員が30人以下の場合	965単位
⑵　利用定員が31人以上40人以下の場合	906単位
⑶　利用定員が41人以上50人以下の場合	848単位
⑷　利用定員が51人以上60人以下の場合	791単位
⑸　利用定員が61人以上70人以下の場合	770単位
⑹　利用定員が71人以上80人以下の場合	750単位
⑺　利用定員が81人以上の場合	729単位

ロ　児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合

⑴　利用定員が20人以下の場合	1,206単位
⑵　利用定員が21人以上30人以下の場合	1,061単位
⑶　利用定員が31人以上40人以下の場合	976単位
⑷　利用定員が41人以上の場合	889単位

ハ　児童発達支援センターにおいて重症心身障害児（法第７条第２項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）に対し指定児童発達支援を行う場合

⑴　利用定員が15人以下の場合	1,138単位
⑵　利用定員が16人以上20人以下の場合	863単位
⑶　利用定員が21人以上の場合	789単位

ニ　法第６条の２第２項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ホに該当する場合を除く。）

⑴　利用定員が10人以下の場合	616単位
⑵　利用定員が11人以上20人以下の場合	451単位
⑶　利用定員が21人以上の場合	363単位

ホ　法第６条の２第２項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合

⑴　利用定員が５人の場合	1,587単位
⑵　利用定員が６人以上10人以下の場合	813単位
⑶　利用定員が11人以上の場合	689単位

注１　イからハまでについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第59条の４第１項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）にあっては、指定都市又は児童相談所設置市の市長。以下同じ。）に届け出た指定児童発達支援の単位（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所基準」という。）第５条第４項及び第６条第５項に規定する指定児童発達支援の単位をいう。以下同じ。）において、指定児童発達支援（指定通所基準第４条に規定する指定児童発達支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、１日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する児童発達支援センター（法第43条に規定する児童発達支援センターをいう。以下同じ。）の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

２　ニ又はホについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合又は別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）において、基準該当児童発達支援を行った場合に、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、１日につき所定単位数を算定する。

３　児童発達支援給付費の算定に当たって、次の⑴又は⑵のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

⑴　障害児の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合　別に厚生労働大臣が定める割合

⑵　指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第27条の規定に従い、児童発達支援計画（指定通所基準第27条第１項に規定する児童発達支援計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合　100分の95

４　指定通所基準第37条に規定する運営規程に定める営業時間が、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別に厚生労働大臣が定める割合を所定単位数に乗じて得た額を算定する。

５　指定通所基準附則第３条の規定の適用を受ける者が、少年である障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、１日につき274単位を所定単位数から減算する。

６　児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第49条第１項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。）を専任で配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（指定通所基準第５条第１項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）において指定児童発達支援を行った場合又は別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所において基準該当児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ　主として障害児（難聴児又は重症心身障害児を除く。）を通わせる児発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（ロ又はハに該当する場合を除く。）

⑴　利用定員が30人以下の場合	68単位
⑵　利用定員が31人以上40人以下の場合	51単位
⑶　利用定員が41人以上50人以下の場合	41単位
⑷　利用定員が51人以上60人以下の場合	34単位
⑸　利用定員が61人以上70人以下の場合	29単位
⑹　利用定員が71人以上80人以下の場合	25単位
⑺　利用定員が81人以上の場合	22単位

ロ　主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行った場合

⑴　利用定員が20人以下の場合	102単位
⑵　利用定員が21人以上30人以下の場合	68単位
⑶　利用定員が31人以上40人以下の場合	51単位
⑷　利用定員が41人以上の場合	41単位